

## ならはゼロカーボン・パートナー制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ゼロカーボン達成に向けた取り組みの推進に賛同する企業その他団体及び個人事業者（以下「企業等」という。）をならはゼロカーボン・パートナー（以下「パートナー」という。）として登録し、檜葉町（以下「町」という。）とパートナーが連携し、ゼロカーボン達成に向けた取り組みの一層の推進を図ることを目的とする。

### (対象となる企業等)

第2条 パートナー制度の対象は、町内においてゼロカーボン達成に貢献する取り組みを行っている又は町の行うゼロカーボン推進事業に協力する町内の企業等とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、パートナー制度の対象外とする。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 納付すべき税等を滞納している者
- (3) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（檜葉町昭和61年訓令第1号）第11条の規定による指名停止を受けている者
- (4) 檜葉町暴力団排除条例（檜葉町平成26年条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団員等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする者

### (活動内容)

第3条 パートナーは、次の活動に協力するものとする。

- (1) ゼロカーボン達成に向けた町の取り組みの検討
- (2) 町の行う取り組みへの積極的な参加
- (3) その他、町内のゼロカーボン達成に資する取り組みの推進

### (登録の申込み)

第4条 パートナーとして登録を希望する企業等（以下「登録希望企業等」という。）は、ならはゼロカーボン・パートナー（新規・変更）登録申込書（別記様式1。以下「登録申込書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、登録に当たり、必要に応じ、企業等に追加書類の提出を求めることができる。

### (登録証の交付)

第5条 町長は、登録希望企業等から前条の規定により登録申込書の提出を受けた場合

は、登録の可否を判断し、適当と認めた場合は、当該登録希望企業等をパートナーとして登録し、ならはゼロカーボン・パートナー登録証（別記様式2）を交付する。

（登録の変更）

第6条 パートナーは、登録内容に変更が生じた場合は、変更箇所を明記した登録申込書を町長へ提出し、登録情報の変更を行わなければならない。

（登録期間）

第7条 パートナーの登録期間は、登録年月日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1か月前までにパートナーから登録取消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

（登録の取消し）

第8条 町長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載その他不正の行為があったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 町長がパートナーとして適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、企業等に対しその旨を通知するものとする。この場合において、登録を取り消された企業等は、第5条の登録証を町へ返還しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により登録を取り消された企業等に損害が生じても、その責めを負わない。

4 第1項の規定により登録を取り消された企業等は、第1項各号に該当しないこととなったときは、第4条の規定による登録の申込みを行うことができるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は、令和3年6月15日から施行する。